

策定：平成28年9月23日

改正：令和4年5月20日

## 観音寺市における農地等の利用の最適化の推進に関する指針

観音寺市農業委員会

会長 合田 政光

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下、「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

本市の農業は、農家1戸あたりの平均耕地面積が全国平均の半分以下で規模は零細であるが温暖少雨の瀬戸内式気候など、その恵まれた自然環境と立地条件を活かし、野菜を基幹に水稻、麦、果樹、畜産などを組み合わせた複合経営や施設園芸など集約的な経営が展開されている。しかしながら、高齢化による労働力の低下、所有農地の点在化等により遊休農地の増加が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図っていく必要がある。

本市農業の特徴を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、標記指針の具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度（2023年度）を目標とし、3年ごとの農業委員並びに農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の改選期に検証・見直しを行う。

また、令和4年度からの単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について（3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）」に示された「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

### 第2 具体的な目標と推進方法

#### 1 遊休農地の発生防止・解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
当初 (平成28年3月)	2,888ha	15ha	0.52%
現状 (令和4年3月)	2,790ha	20ha	0.72%
目標 (令和6年3月)	(2,745ha) 2,758ha	(5ha) 13ha	(0.18%) 0.47%

注：（ ）内は指針策定時（平成28年9月）の目標値。

### 【目標設定の考え方】

・国通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」のイ遊休農地の解消にかかる目標、a 既存遊休農地の解消、(a) 緑区分の遊休農地の解消に基づき、緑区分の遊休農地（17ha）を、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1（3.4ha）ずつ減少させることを目標とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な取り組み方法

・推進委員と農業委員が連携協力し、農地利用状況調査（7月～8月）、遊休農地所有者等に対する個別訪問指導（9月～10月）、農地利用意向調査（12月）を実施する。

- ・農家の意向を尊重しながら、農地中間管理機構への貸し付け等を促進する。
- ・市農林水産課との連携により、荒廃農地等利活用促進事業等の利用を図る。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
当初 (平成28年3月)	2,873ha	1,193ha	41.52%
現状 (令和4年3月)	2,770ha	1,361ha	49.13%
目標 (令和6年3月)	(2,745ha) 2,745ha	(1,839ha) 1,475ha	(67.00%) 53.73%

注：（ ）内は指針策定時（平成28年9月）の目標値。

### 【目標設定の考え方】

・国通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」のア農地集積に係る目標に基づく。

・「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」において、担い手への農地利用の集積率を67%まで引き上げる政策目標を掲げていたが、基本方針の改正（R3.12月）により、計画終期が令和5年度から令和12年度に変更となったことから、令和4年度から毎年、2%程度引き上げ、令和12年度末までの9年で、集積率を67%まで引き上げることを目標とする。

$$(67\% - 49\%) / 9 = 2\%$$

#### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

- ・市ホームページや農業委員会だよりを活用し、農地中間管理事業の周知を図る。
- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員において、不作付地の洗い出しを行い、所有者の利用意向を確認しながら農地中間管理機構への貸し付け等を促進する。また、農地機構農地集積専門員と連携し、担い手へのマッチング活動を行う。

・農地利用の意向に関する調査（戸別訪問調査）を行い、今後の農地利用の意向の把握をする。

(3) 「人・農地プラン」(地域計画)の作成

- ・地域の農地や担い手の課題を解決するため、地域の農業の将来方針となる「人・農地プラン」(地域計画)の作成に際し、地域での話合いに参加する。
- ・農地バンクと連携して目標地図の素案を作成する。

### 3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（経営体数）	面積（ha）
平成29年度	6	8.6
平成30年度	6	3.3
令和元年度	3	2.2
令和2年度	3	4.6
現状 (令和4年3月)	6	9.4
目標 (令和6年3月)	6	10.0

【目標設定の考え方】

- ・令和3年度実績により、年間6経営体の参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・関係機関（JA、西讃農業改良普及センター、市農林水産課等）と連携し、就農前の相談活動等により農地や施設などの情報提供を行う。
- ・農業委員並びに農地利用最適化推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。
- ・貸借又は売買可能な農地の情報提供に努めるとともに、新規参入者が借り受け又は買い受けしやすいフォローアップ体系を構築する。